

生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

生活保護における後発医薬品(ジェネリック医薬品)の 使用原則化について御協力をお願い

- 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を受けている方への処方について】

1. 生活保護を受けている患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の囲みにある取組内容を説明していただき、原則として(※)後発医薬品を使用(又は処方)するようお願いします。
- ※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。
2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしばるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用(又は処方)することが可能です。
 3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要性があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

- 生活保護を受けている患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。



厚生労働省



川崎市健康福祉局

生活保護・自立支援室

連絡先：044-200-2645

【関係機関一覧】

担当部署名	所在地	電話・FAX 番号	
福祉事務所	川崎福祉事務所※ (医療・介護扶助担当)	〒210-8570 川崎区東田町 8	TEL:044-201-3225 FAX:044-201-3292
	大師福祉事務所※ (医療・介護扶助担当)	〒210-0812 川崎区東門前 2-1-1	TEL:044-271-0206 FAX:044-271-0127
	田島福祉事務所※ (医療・介護扶助担当)	〒210-0852 川崎区鋼管通 2-3-7	TEL:044-322-1998 FAX:044-322-1994
	幸福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	〒212-8570 幸区戸手本町 1-11-1	TEL:044-556-6651 FAX:044-555-3191
	中原福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	〒211-8570 中原区小杉町 3-245	TEL:044-744-3298 FAX:044-744-3343
	高津福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	〒213-8570 高津区下作延 2-8-1	TEL:044-861-3262 FAX:044-861-3238
	宮前福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	〒216-8570 宮前区宮前平 2-20-5	TEL:044-856-3167 FAX:044-856-3171
	多摩福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	〒214-8570 多摩区登戸 1775-1	TEL:044-935-3259 FAX:044-935-3395
	麻生福祉事務所 (医療・介護扶助担当)	〒215-8570 麻生区万福寺 1-5-1	TEL:044-965-5233 FAX:044-965-5205
川崎市 健康福祉局生活保護・自立支援室 医療・介護指導担当	〒210-8577 川崎区宮本町 1	TEL:044-200-2645	

※川崎区については、地区によって所管する福祉事務所が異なりますので、御注意ください。

川崎福祉事務所	旭町 1・2 丁目、池田 1・2 丁目、砂子 1・2 丁目、駅前本町、榎町、大島 1～5 丁目、大島上町、小川町、小田 1 丁目、貝塚 1・2 丁目、京町 1～3 丁目、境町、下並木、新川通、鈴木町、堤根、中島 1～3 丁目、日進町、東田町、富士見 1・2 丁目、堀之内町、本町 1・2 丁目、港町、南町、宮前町、宮本町、元木 1・2 丁目、渡田 1～4 丁目、渡田山王町、渡田新町 1～3 丁目、渡田東町、渡田向町
大師福祉事務所	池上新町、伊勢町、浮島町、江川 1・2 丁目、川中島 1・2 丁目、観音 1・2 丁目、小島町、塩浜 1～4 丁目、昭和 1・2 丁目、田町 1～3 丁目、大師駅前 1・2 丁目、大師河原 1・2 丁目、大師公園、大師町、大師本町、台町、千鳥町、出来野、殿町 1～3 丁目、中瀬 1～3 丁目、東扇島、東門前 1～3 丁目、日ノ出 1・2 丁目、藤崎 1～4 丁目、水江町、夜光 1～3 丁目、四谷上町、四谷下町
田島福祉事務所	浅田 1～4 丁目、浅野町、池上町、追分町、大川町、扇島、扇町、小田 2～7 丁目、小田栄 1・2 丁目、鋼管通 1～5 丁目、桜本 1・2 丁目、白石町、田島町、田辺新田、浜町 1～4 丁目、南渡田町

※ 区役所のレイアウト変更等により、上記の電話番号等は変更となる場合があります。